

2026 年度 大東文化大学 授業料減免申請要項【大学院生対象】

本学は、「大東文化大学授業料減免規程」に基づき、経済的な理由で就学が困難な大学院生（外国人留学生等は除く。）に対して授業料の減免を実施します。申請希望者は所定の申請書を DB ポータル（キャビネット）からダウンロードして記入の上、必要書類を揃えて申請期間内に所属校舎の学生支援課窓口へ提出または郵送してください。なお、これは申請者全員が授業料減免となるものではありません。

- 1. 減免額および採用人数：**申請年度の授業料の全額 5 名以内
申請年度の授業料の半額 10 名以内
- 2. 申請期間：**2026 年 6 月 15 日（月）～2026 年 6 月 19 日（金）締切厳守
※申請期間外に提出された書類は審査対象となりません。
※郵送提出の場合は締切日必着となります。
- 3. 申請書等ダウンロード方法：**
 - ① DB ポータルにログインし、メニューバーの HOME の「キャビネット一覧」を選択
 - ② キャビネット一覧内の「00 学生キャビネット（全学生共通）」を選択
 - ③ 「61 学生支援センター」を選択
 - ④ 「03 学内奨学金（各種手続き資料）」を選択
 - ⑤ 「01 授業料減免」を選択
 - ⑥ 「2026 年度授業料減免申請要項」及び「2026 年度授業料減免申請書」をダウンロード
- 4. 提出先：**所属校舎の学生支援課
- 5. 提出方法：**窓口提出または郵送
 - 窓口提出の場合－窓口取扱い時間内に申請する学生本人が申請書類を持参してください。
提出時に書類の確認等を行います。
窓口取扱い時間 平日 9：00～17：00（11：20～12：20 を除く）
 - 郵送提出の場合－申請書類には個人情報が含まれているため、配達記録が残る「レターパックライト」を使用し、申請する学生本人が所属校舎へ郵送してください。
レターパックライトに「大東文化大学授業料減免申請書類在中」と記載してください。
- 6. 審査結果の発表：**2026 年 7 月 24 日（金）予定
審査結果を申請した学生本人に DB ポータルで通知します。
※電話による審査結果の回答はいたしません。

7. 申請の要件：（A-1）から（A-5）の要件を全て満たす者

（A-1）本学の大学院に在学する正規の学生

（A-2）父母または父母に代わり家計を支える者の税込収入の合計が、下記 11.の「所得の条件」を満たす者

（A-3）就学継続意志のある者

（A-4）下記 8.の「単位修得条件」を満たす者

（A-5）人物良好な者

※下記のいずれかに該当する方は、申請できません。

（1）科目等履修生、委託研修生、研究生および交流学生

（2）外国人留学生、または在留資格が「留学」の者

（3）最短修学年限を超えている者（ただし、海外留学中の期間および休学中の期間は含まれない）

8. 単位修得条件：2026 年 4 月の時点で下記の条件を満たす者

修士・博士前期 1 年生	履修登録済みの者
修士・博士前期 2 年生	標準修業年限内に所定の単位数を修得できる見込みの者
博士後期 1 年生	履修登録済みの者
博士後期 2 年生	標準修業年限内に所定の単位数を修得できる見込みの者
博士後期 3 年生	標準修業年限内に所定の単位数を修得できる見込みの者

※所定の単位数=修了要件単位

9. 学費の納入：

授業料減免を申請する学生は必ず、前期分の学費を納入してください。

学費未納の場合は、授業料減免の対象となりません。

10. 採用者の手続き：

採用者には審査結果通知に手続き書類を同封します。手続き書類を確認後、速やかに所属校舎の学生支援課へ提出してください。授業料減免額に伴う還付金額については下記を参照してください。

なお、還付金額の振込先は保証人名義の口座に限ります。（独立生計者は本人口座可）

授業料以外の学費（教育充実費、実験実習費、諸会費等）は納入する必要があります。

前期分学費のみを 納入している場合	全額免除	後期分の授業料が免除となり、すでに納入された前期分授業料を指定口座へ振込みます。
	半額免除	後期分授業料が免除となります。9 月下旬発送予定の学費振込用紙を確認してください。
学費全額を 納入している場合	全額免除	すでに納入された 1 年分の授業料を指定口座へ振込みます。
	半額免除	すでに納入された 1 年分の授業料のうち、半期分の授業料を指定口座へ振込みます。

11. 所得の条件：

2025 年 1 月より 12 月までの 1 年間の父母または父母に代わり家計を支える者の税込収入の合計金額が

（1）給与所得の場合は、年間総収入 400 万円以下、（2）事業所得の場合は、年間総所得 218 万円以下であること。

12. 申請書及び提出書類：以下の No1～No 5 の書類を揃えて提出してください。

【注意事項】

- ・書類に不備があるものや申請期間を過ぎて提出されたものは、審査対象となりません。
- ・書類審査の際に、確認の連絡をする場合があります。
- ・提出された書類は、返却しません。また、授業料減免に係る業務のみに使用します。
- ・成績および履修状況の確認は、学生支援センターで行いますので、証明書等の提出は必要ありません。

※2026 年 4 月 1 日以降の状況がわかるものを提出すること。

※申請書及び提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、決定を取り消し減免された授業料の返還を求めます。

No	申請書類	留意点	発行機関
1	2026 年度大東文化大学 授業料減免申請書【様式 1】	誤字訂正は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押すこと。 修正テープ等の使用不可。	大東文化大学
2	2026 年度所得証明書 (原本) ※提出期限から 3 カ月以内に発行されたもの ※所得証明書の名称は各自治体によって異なります(非課税証明書等)	2025 年分の所得証明書であること。 父母または父母に代わり家計を支える者の所得証明書または課税(非課税)証明書、独立生計者は本人の所得証明書を提出すること。源泉徴収票・確定申告書は不可。 ※所得証明書は所得の有無に関わらず提出が必要になります。 所得が無い場合は、所得金額"0"と記載された証明書をご用意ください。所得金額(所得の内訳等)や控除等が「*」「-」「空白」等で目隠しされ、金額の確認ができないものは認められません。	市区町村
3	住民票(原本) ※提出期限から 3 カ月以内に発行されたもの	本人および家族全員分、続柄が記載されているもの。 独立生計者は本人または配偶者が世帯主であるもの。 ※マイナンバーは記載しないこと。	市区町村
4	各種証明書(該当者のみ)	受給している各種手当の金額が証明できるもの。 ※下記 16.の「申請時に提出する各種証明書」を参照	
5	健康保険証のコピー (独立生計者のみ※)	有効期限内のもの。 申請者が独自に加入していること。 結婚している場合は、世帯全員分を提出すること。	

※独立生計者は、以下のすべての定義を満たしていること。

- ・父母等に扶養されることなく独立して生計を営んでいる者。
- ・父母等と別居している者。

【注意事項】

※両親からの仕送りが一切なく、アルバイト等の収入や奨学金で生活していても、父母等の扶養となっている場合は、独立生計とは認められません。

※父母等から何らかの資金援助(学費の支払い等)を受けている場合は、独立生計者として認められません。

13. 選考：

大東文化大学授業料減免規程に基づき給付金等認定委員会において厳正かつ公平に行います。

- (1) 父母または父母に代わり家計を支える者の税込収入、所得状況に基づき選考します。
- (2) 選考を厳正かつ公平に行うために、所得や家計状況を客観的に証明する書類を提出できない場合または書類に不備がある場合には、受付できません。

14. 決定の取り消しと返還：

下記規定に該当した場合は、授業料減免の決定を取り消し、授業料の返還を求めます。

「大東文化大学授業料減免規程」(抜粋)

第9条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者につき、授業料減免の決定を取り消すことができる。

- (1) 性行不良で本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 学則その他の規則等に違反し、処分を受けた者
- (3) 申請書及び提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 退学又は休学した者
- (5) 減免を辞退した者
- (6) 認定委員会が不相当と認めた者

2 決定を取り消された者は、減免された授業料をすみやかに納付しなければならない。

15. 他の学内奨学金との重複：

下記規定により、各種奨学金との重複は可能ですが、各種奨学金との合計額が授業料総額を超えることはできません。

「大東文化大学授業料減免規程」(抜粋)

第5条 授業料減免の申請については、各種奨学金との重複申請を妨げない。ただし、各種奨学金との合計額が、授業料総額を超えることはできない。

16. 申請時に提出する各種証明書：状況に応じて以下の書類を提出してください。

●所得金額に関する証明書

※有効期限が2026年度中または2026年4月1日以降に発行されたものを提出すること。

該当項目	必要書類	発行元
障害年金を受給している場合	年金振込通知書のコピーまたは年金改定通知書のコピー	日本年金機構
遺族年金を受給している場合	年金振込通知書のコピーまたは年金改定通知書のコピー	日本年金機構
生活保護を受給している場合	最低生活費(保護基準)がわかる通知書のコピー	市区町村
こども(児童)手当を受給している場合	受給金額が記載された通知書のコピー	市区町村
児童扶養手当を受給している場合	受給金額が記載された通知書(児童扶養手当証書等)のコピー	市区町村

●所得控除（特別控除）に関する証明書類

該当項目	必要書類
障がいのある人がいる世帯	身体障害者手帳のコピーや精神障害者保健福祉手帳のコピー
長期療養を要する人のいる世帯 （6カ月以上入院中または通院中） ※既に療養を終えている方は対象外 <注意> 診断書の発行には費用と時間を要します。 該当者は申請期間に間に合うよう医療機関 に問い合わせの上、準備してください。	次の①と②の両方を提出すること。 ①病名と療養期間が確認できる診断書または医師が証明したものの原本(コピー不可) ②治療費（自己負担分）の領収書コピー ※最低6カ月分の領収書を日付順に並べてコピーしてください。

【申請書類提出・問合せ先】

板橋校舎：〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学
 学生支援課 TEL:03-5399-7317

東松山校舎：〒355-8501 埼玉県東松山市岩殿 560 大東文化大学
 東松山学生支援課 TEL:0493-31-1509

窓口取扱い時間 平日 9:00～17:00（11:20～12:20を除く）